

## 令和8年度女性デジタル人材育成事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

令和8年度女性デジタル人材育成事業委託業務

#### (2) 事業の目的

県内の女性の就労状況は、男性に比べて非正規雇用が多くなっている。非正規雇用で就労することにより、不安定な就労状況になったり、長期的なキャリアを築くことが難しくなったりする可能性があり、そのことは、女性の年齢が上昇しても平均賃金が上昇しないことや、男女の賃金格差にも影響しています。

特に30歳代、40歳代の女性の場合は、「家事や育児、介護との両立」を理由に非正規雇用を選択しているケースが多く、女性が仕事か家庭かの二者択一を迫られている状況が窺えます。このことは、固定的な性別役割分担意識の解消が必要であるという課題を示すとともに、柔軟に働くことのできる就労環境を整えば、女性がより活躍できるという可能性も示唆しています。

また、県内の母子世帯のうち約半数は年間就労収入200万円以下となっており、母子世帯の母親が所得を向上させることが困難な状況が窺えます。母子世帯の母親の経済的基盤の確立は、女性や子どもへの福祉の観点からも大きな課題となっています。

これらのことから、育児や介護と両立できる、柔軟に働ける就業スタイルを提案し、成長産業での就労を促進することにより、女性の職業生活での活躍と所得向上を促進することが必要であると考えます。

本事業は、出産や育児等のためにキャリアが中断した女性など、無職または非正規雇用等で働く女性を対象に、デジタル技術を習得することで柔軟に働きながら能力を発揮できる可能性があることを啓発するとともに、デジタル技術を学ぶ研修の機会を提供し、デジタル人材として育成します。併せて、時間や場所に制限されない柔軟な働き方を提案するとともに、女性の所得向上のための選択肢として、県内外企業への就職や、県内に住みながら県外企業の高単価の仕事を受注するIT系フリーランスを含めた雇用・就労に直結する支援を行い、県内女性の経済的自立を後押しし、活躍を推進します。

#### (3) 事業内容

(2)の目的を達成するため、別途定める「令和8年度女性デジタル人材育成事業委託業務提案依頼書」によるものとします。

#### (4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月23日まで

## 2 見積限度額

19,882 千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

## 3 審査委員会の設置

別添定める「令和8年度女性デジタル人材育成事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

## 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。15日以内(土・日・祝を除く。)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(若しくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 6 説明会

- (1) 日時: 令和8年3月27日(金)午後3時から
- (2) オンラインにて開催

(3)説明会に参加を希望する事業者は、令和8年3月25日(水)午後1時までに、「14 問合せ先」へ別紙様式-1により電子メールで申し込み、電話で着信を確認すること。

※説明会への参加は、当プロポーザル参加の必須要件ではありません。

※上記期限までに参加申込が1者もない場合は、説明会は開催しません。

## 7 質疑と回答

質疑は令和8年3月31日(火)午後5時までに別紙様式-2により電子メールで受け付けます。電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和8年4月3日(金)(予定)までに人権・男女共同参画課ホームページに掲載します。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書(別紙様式-3)に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付けます。申込みに当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書(様式-3)	A4縦	1部
2	資格要件確認書(様式-4)	A4縦	1部
3	2に必要な添付書類	A4縦	各1部

### (1)参加申込書

#### ①提出方法

持参、電子メール又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

※電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること

#### ②提出期限

令和8年4月6日(月)午後5時(必着)

#### ③提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20

高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課 女性の活躍推進室

(担当:寺村、田所)

TEL:088-823-9651 E-Mail:060901@ken.pref.kochi.lg.jp

### (2)資格要件の確認

高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認

結果を令和8年4月9日(木)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められます。

②知事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和8年5月1日(金)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-ig.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?ictcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-ig.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?ictcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

12 日程

令和8年3月25日(水)午後1時 説明会参加申込締切り

令和8年3月27日(金)午後3時 説明会

令和8年3月31日(火)午後5時 質疑書の提出期限

令和8年4月 3日(金) 質疑書への回答

令和8年4月 6日(月)午後5時 参加申込及び資格確認書類提出締切り

令和8年4月17日(金)午後5時 企画提案書の提出締切り

令和8年4月27日(月) 審査委員会(プレゼンテーション)

令和8年5月 1日(金) 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

(1)提出された書類は返却しません。

(2)提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限り

ます。)します。

- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-5により提出してください。開示・非開示の判断は様式-5に基づき行うものではなく、様式-5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

#### 高知県情報公開条例

[<https://ops-ig.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?ictcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

## 14 問合せ先

高知県 子ども・福祉政策部

人権・男女共同参画課 女性の活躍推進室(寺村、田所)

TEL: 088-823-9651

E-mail: 060901@ken.pref.kochi.lg.jp

## 15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

## 16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等に

ついて不利益な取扱いをするものではありません。

- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。